

■選手契約および登録に関する規程

第1章 選手契約

第1節 総 則

第1条〔目 的〕

本規程は、「B3リーグ規約」第73条に基づき、B3リーグの会員たるB3クラブおよびその選手の契約と登録等に関する事項について定める。

第2条〔契約区分〕

選手の契約区分は次の各号のとおりとする

- ① アマチュア選手
- ② プロ選手

第3条〔アマチュア選手〕

アマチュア選手とは、その所属クラブとの書面による誓約を有しており、報酬または利益を目的とすることなくプレーする者をいい、交通費、宿泊費、備品手当、食事手当、保険料、その他クラブが必要と認めた手当以外を受理してはならない。また、各手当の金額は当該経費として厳正、常識的な水準でなければならない。

第4条〔プロ選手〕

プロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約を有しており、当該選手のバスケットボール選手としての活動の対価として、当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。ただし、ここでの「バスケットボール選手としての活動」とは、プレーヤーとして試合に出場し、そのためにトレーニングを行い、付随して広報活動、ファンサービス、社会貢献活動を行うものを指す。

第5条〔新人選手〕

新人選手とは、協会の基本規程第99条にいう外国籍選手に該当せず、かつ国内リーグ（NBL、bjリーグ、NBDL、B3）および海外リーグ（NBA Summer League 含む）の在籍経験がなく、当該シーズンに初めてB3リーグに登録された選手をいう。なお、2015-16シーズンのNBL、bjリーグ、NBDLにてアーリーエントリー制度を利用して登録された選手はB3リーグ2016-17シーズンは新人選手として扱う。さらに、特別指定選手については、上記に基づき新人選手として扱われるシーズンにおいて、B3リーグ戦の1シーズンの出場試合数が当該選手の所属するチームの行った試合の半分以下の場合、当該シーズンの翌シーズンも新人選手として扱うものとし、以後も同様とする。但し、特別指定選手が、1シーズンのすべてにわたって選手登録された場合は、当該特別指定選手は当該シーズンまで新人選手として扱うものとし、翌シーズン以後は新人選手として扱わないものとする。

第6条〔アマチュア選手誓約〕

アマチュア選手は、所属クラブに対し、B3リーグが定めるアマチュア選手誓約書に署名し提出することとする。なお、当該クラブは本書のほか、当該選手との間で諸手当について確認した書式の写しすべてをB3リーグに提出しなければならない。

第7条〔プロ選手契約〕

プロ選手は、所属クラブとの間に、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という）が定める選手統一契約書を締結することとする。なお、当該クラブは選手統一契約書のほか、当該選手と締結したすべての契約書の写しをB3リーグに提出しなければならない。

第8条〔プロ選手契約の原則〕

プロ選手及び当該選手と契約を締結するB3クラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。

- ① 契約は尊重されなければならない
- ② 契約は正当事由がある場合には、解除することができる
- ③ 正当事由のない契約の解除の場合、損害賠償が支払われるべきであり、かかる損害賠償は当該契約において予め規定することができる。
- ④ 正当事由のない契約の解除の場合、違当事者に対して、懲罰を科すことができるものとする。

第9条〔契約年数〕

契約の最長期間は3年間とし、最短期間は原則として当該契約の効力発生日から、シーズン終了時までとする。なお、シーズン終了時とは、6月末日をさす。

第10条〔選手の報酬等〕

- (1) B3クラブは、プロ契約選手に対し、第7条に基づきB3リーグに提出した契約書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。
- (2) B3クラブは、選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、選手の報酬を設定するよう努めなければならない。
- (3) B3クラブの基本選手年棒については、特に定めない。
- (4) 新人選手のインセンティブ給については、特に定めない。

第2節 契約更新

第11条〔契約更新通知期限〕

B3クラブは、その所属選手に対し、新たな契約を締結する意思およびその契約条件を、シーズン終了の7日後までに書面により通知しなければならない。当該期日までに契約更新通知がなかった場合、当該B3クラブに契約更新の意思が無いものとみなし、当該B3クラブは当該選手を直ちに自由交渉選手リストへ登録しなければならない。なお、ここでいうシーズン終了日とは、当該B3クラブのB3リーグ公式戦終了日をさす。

第12条〔自由交渉選手リスト〕

- (1) B3クラブおよび所属選手に下記のいずれかの事由が発生した場合、B3クラブは所属選手を自由交渉選手リストへ公示する。
 - ① 所属元クラブによる当該選手への契約更新の意思がない場合
 - ② 所属元クラブと当該選手との契約交渉が決裂し、契約更新がなされないことが確定した場合
 - ③ 所属元クラブと当該選手との現行契約の契約期間が満了した場合
- (2) いかなるクラブも、所属元クラブへの通知なくして、自由交渉選手リストに掲載された選手と契約交渉および契約締結できるものとする。

第13条〔契約交渉期限〕

B3クラブは、契約更新通知後すみやかに選手との交渉の場を設定し、契約更新通知期限から2週間後に設定される契約交渉期限までに、新たな契約の条件についての交渉を終えなければならない。契約交渉期限までに更新通知に対する選手からの回答がなかった場合、選手は契約更新を承諾したものとみなされる。

第14条〔選手契約の締結〕

B3クラブと選手が新たな契約の条件について合意した場合、両当事者は、すみやかに当該契約を締結し、B3クラブは、締結したすべての契約書の写しをB3リーグに提出しなければならない。

第15条〔自由交渉選手リストへの登録〕

- (1) 契約交渉期限までにB3クラブと選手との交渉が決裂して契約更新しないことが確定した場合、B3クラブは、ただちに当該選手を自由交渉選手リストに登録しなければならない。
- (2) 契約交渉期限までに契約更新の最終合意に至らなかった場合でも、選手とB3クラブの合意があれば、自由交渉選手リストへの申請を延期することができる。ただし、申請を延期できる期日は、現行契約の満了日までとする。
- (3) 自由交渉選手リストへの登録申請は「自由交渉選手リスト申請書」により行う。
- (4) 自由交渉選手リストに登録された選手は、所属元クラブへの通知なくして、自由に他クラブと契約交渉および契約締結することができる。
- (5) 自由交渉選手リストに登録された選手がいずれかのB3クラブと契約を締結した場合、当該B3クラブは当該選手を自由交渉選手リストから抹消するための申請を「自由交渉選手リスト取消申請書」により行うものとする。
- (6) 自由交渉選手リストに登録された選手が自由交渉選手リストからの抹消を希望した場合、所属元クラブは当該選手を自由交渉選手リストから抹消するための申請を行うものとする。

参照：図①

第3節 移 籍

第16条〔移籍の手続き〕

- (1) 選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元クラブから登録抹消され、移籍先クラブが登録申請をし、協会の承認

を得なければならない。

- (2) 前項により移籍元クラブが抹消申請をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、協会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元クラブの承諾に変わる決定をなすことができる。

第17条〔アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合〕

アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは、当該移籍を承諾しなければならない、かつ、名目のいかんを問わず、当該移籍に関し対価を請求することができない。

第18条〔アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合〕

アマチュア選手が、プロ選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは、当該移籍について異議を申し立てることができない。

第19条〔プロ選手がプロ選手として移籍する場合〕

プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとするクラブは、下記のとおりとする。

- ① 契約期間満了後の移籍の場合、移籍先クラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手のその時点で在籍するクラブに通知しなければならない。但し、当該プロ選手が自由交渉選手リストに登録されている場合を除く。なお、移籍先クラブは、当該プロ選手がその時点のクラブとの契約が満了したか、または満了前6ヶ月間に限り、該当プロ選手と契約交渉および契約締結をすることができるものとする。
- ② プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先クラブと移籍元クラブとが移籍に伴う補償について合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。この場合の補償については、クラブ間での交渉により決定される。

第20条〔プロ選手の期限付移籍〕

- (1) プロ選手は、選手と関連するクラブとの間の書面による合意により他のクラブに期限付移籍されることができ、その場合移籍先クラブ、移籍元クラブ、該当選手とは、三者間契約を締結するものとする。なお、併せて該当選手と移籍先クラブは所定の期限付移籍契約書を締結する。
- (2) 期限付移籍に際して、移籍元クラブおよび選手自身の書面による同意なしに、移籍先クラブは選手を第三のクラブに移籍させる権利を有しない。
- (3) 期限付移籍の移籍期間は、最短1ヶ月から最長移籍元クラブと当該選手との原契約満了日までとする。
- (4) 移籍元クラブは、移籍先クラブへ補償金を請求することができ、その金額は移籍元クラブと移籍先クラブとの交渉によって決定される。

参照：図②

第4節 移 籍 金

(2017-18 シーズン終了後の移籍に適用することとし、2018-19 シーズン終了後の移籍まで本規程を適用する)

第21条〔目的〕

本節は、B1、B2、B3クラブの各クラブによる戦力の保持と、移籍した選手に替わる選手の獲得コストを鑑みたBクラブへの補償として導入する移籍金について定める。

第22条〔対象〕

本節の移籍金は次の各号を適用の対象とし、選手契約の契約期間中の移籍か否かにかかわらず発生する。なお、2017-18シーズン終了後の移籍においては所属リーグは2018-19シーズンの所属をさし、2018-19シーズン終了後の移籍においては所属リーグは2019-20シーズンの所属をさすものである。

- ① B2リーグ所属クラブからB1リーグ所属クラブへの移籍
- ② B3リーグ所属クラブからB1リーグ所属クラブへの移籍
- ③ B3リーグ所属クラブからB2リーグ所属クラブへの移籍

第23条〔移籍金の算定〕

移籍金は、次の各号のとおり決定される。ただし、双方クラブ間の合意による減額を認める。

- ① 2017-18シーズン終了後の移籍の場合：移籍する当該選手の2017-18シーズンにおける基本報酬金額と、所属元クラブが2018-19シーズン契約交渉時において提示した最終提示金額のいずれか低い金額を移籍金とする。
- ② 2018-19シーズン終了後の移籍の場合：移籍する当該選手の2018-19シーズンにおける基本報酬金額と、所属元クラブが2019-20シーズン契約交渉時において提示した最終提示金額のいずれか低い金額を移籍金とする。

第24条〔移籍金上限額〕

移籍金の上限額は240万円(税別)とし、前条にて算定した金額が240万円(税別)を超える場合は、240万円(税別)を移籍金とする。

第25条〔移籍金の対象選手〕

本節の移籍金の対象は、次の各号のとおり決定される。

- ① 2017-18シーズン終了後の移籍の場合：2017-18シーズン公式戦終了時まで移籍元クラブへ所属した日本人のプロ選手を対象とし、2017-18シーズン公式戦終了時にてアマチュア選手や外国籍選手の場合は対象外とする。
- ② 2018-19シーズン終了後の移籍の場合：2018-19シーズン公式戦終了時まで移籍元クラブへ所属した日本人のプロ選手を対象とし、2018-19シーズン公式戦終了時にてアマチュア選手や外国籍選手の場合は対象外とする。

第2章 選手登録

第1節 選手登録

第26条〔選手登録〕

- (1) B3クラブは、協会の基本規程第104条〔選手登録の手続き〕の定めるところにより、協会への選手登録を行わなければならない。

(2) 協会に登録されている選手に限り公式試合に出場することができ、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。

第27条〔再登録の禁止〕

選手は、原則同一シーズン内で2回以上同一クラブへのリーグ登録ができない。

第28条〔登録区分〕

(1) 協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。

- ① アマチュア選手
- ② プロ選手

(2) 選手は、前項に従いプロ選手またはアマチュア選手のいずれかとして協会に登録しなければならない。なお、登録した選手は、協会およびB3リーグの諸規則に従う。

第29条〔登録人数〕

クラブの選手登録人数は、10名から15名とする。

第30条〔外国籍選手〕

外国籍選手の登録人数は、1クラブ3名以内とする。

第31条〔帰化選手〕

帰化選手（満16歳となった後に国籍法に基づく帰化によって日本国籍を取得した選手をいう。以下同じ）の登録人数は、1クラブ1名以内とする。

第31条の2〔帰化申請中選手または留学実績選手〕

帰化申請中選手（帰化申請（普通帰化、簡易帰化のいずれでも可）の受理を証明する書類（受理書類の控え）ならびに3つのルール（1）16歳以上であること。（2）本人自らが日本人への帰化を希望していること。（3）帰化資格取得後に日本代表に選出された場合は代表活動への参加を確約していること。）の遵守を確約する書面を提出した選手）、留学実績選手（高校3年間または大学4年間、選手登録した実績のある留学生選手）の登録人数は、1クラブいずれか1名以内とする。

第32条〔インジュアリーリスト〕

- (1) シーズン中に怪我の診断を受けた選手は、同時に2名までインジュアリーリストに登録することができ、インジュアリーリスト登録期間中は、登録人数に応じた選手数の新規リーグ登録をすることができる。ただし、選手の登録期間が経過した後は、インジュアリーリストへ選手を登録しても、新規リーグ登録はできない。
- (2) インジュアリーリストに登録する場合は、インジュアリーリスト登録申請書と医師の診断書をリーグへ提出することで、当該選手との契約を保持したまま、一時的にリーグ登録を抹消することができる。
- (3) インジュアリーリストに登録された選手は、当該登録から30日間は再びリーグ登録することができない。
- (4) インジュアリーリストを抹消し、当該選手を再びリーグ登録する場合は、インジュアリーリスト抹消申請書をリーグへ提

出することとする。

- (5) インジュアリーリストへ登録された選手は、前項の手続きにより登録機関最終日以降も再びリーグ登録することができる。

第 33 条〔特別指定選手の目的〕

満 22 歳以下の選手を対象に、連盟の垣根を越えて、個人の能力に応じた環境を提供することを目的とする。

第 34 条〔特別指定選手の対象〕

B3リーグは、第 33 条の規定を目的とし、B3クラブから申請があった選手を特別指定選手として認定する。

第 35 条〔特別指定選手の条件〕

特別指定選手は次の各号の条件を満たすものとする。

- ① 日本国籍を有すること
- ② 協会の基本規程第 99 条にいう外国籍選手ではないこと
- ③ 健康であることを証明されていること

第 36 条〔特別指定選手の登録人数〕

B3クラブは第 29 条に規定した登録数に加えて、シーズン中に特別指定選手を 2 名までリーグ登録することができる。この場合、当該選手が全日本大学バスケットボール連盟または全国高等学校体育連盟バスケットボール部に選手登録している場合も、所属チームへの登録のまま B3リーグの公式戦に出場することができるものとする。

第 37 条〔特別指定選手の契約区分〕

特別指定選手の契約区分は次の各号のとおりとする。

- ① 全日本大学バスケットボール連盟または全国高等学校体育連盟バスケットボール部に選手登録された選手との契約は、アマチュア契約のみとする。この場合、クラブは所属元と選手（未成年の場合は保護者同伴）の三者合意を得て、所定の申請書をリーグへ提出することとする。
- ② いずれのチームにも所属していない選手との契約は、アマチュア契約またはプロ契約のいずれも可とする。

第 2 節 選手登録手続き

第 38 条〔選手登録の方法〕

- (1) 協会への選手登録は、協会の基本規程に基づき、アマチュア選手およびプロ選手のいずれも B3クラブが登録申請をもつて行う。
- (2) B3クラブは、所属選手との契約に用いた統一契約書および誓約書、ならびに個別契約書の全ての写しをリーグへ提出するものとする。

第 39 条〔選手の登録期間最終日〕

B3クラブは、登録期間最終日の翌日以降、選手のリーグ登録が出来ないこととする。なお、登録期間最終日は、当該シーズンの2/3終了時を基準とし、2月中と定める。

第40条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第41条〔施行〕

本規程は、平成28年9月8日から施行する。

〔改定〕

平成29年9月7日

平成30年6月7日

令和元年6月13日

令和元年8月29日